

大東市テレビ電話手話サービス利用規約

大東市テレビ電話手話サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用規約を承諾し同意したものとします。

1. サービスの提供

(1) 提供日及び提供時間

平日（年末年始を除く）の午前9時から午後5時30分までとします。

※手話通訳者が不在もしくは窓口対応等によりサービスの提供ができない場合があります。

(2) 手話通訳者

サービスは大東市が直接実施するものとし、手話通訳は、障害福祉課職員（手話通訳者）が対応します。

2. サービスの内容等

(1) 内容

このサービスは、聴覚障害者（手話によるコミュニケーションが必要な者）とビデオ通話（テレビ電話）機能を利用して、手話通訳者との通話を提供するものです。

(2) 提供条件

次に掲げるようなサービスは、提供できないものとします。

①長時間（20分以上）や多頻度の利用のもの。

②公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と大東市が認めたもの。

③手話通訳リレーサービスとしての利用。

※利用状況によっては、利用登録の取り消しをする場合があります。

3. 利用対象者

利用ができる者は、大東市内に居住し、聴覚言語障害があり音声による電話の通話ができない者としてします。

4. 利用登録

利用しようとする者は、事前に登録をする必要があります。

5. 利用料

利用料は無料とします。但し、利用者のサービス利用に必要なタブレットやスマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

6. 利用するソフトウェア

利用するソフトウェアは、無料で使用することができる LINE アプリとし、利用者はそれが利用できる環境を自らで整備するものとします。

7. その他

- 他の方が利用中の場合は利用できません。
- 利用者の通信環境に依存するため、サービスの提供ができない場合があります。
- 自然災害等何らかの事情によりサービスが提供できない場合でも一切の責任は負いません。